

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議 傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、定められた期日までに、会議事務局に対してその旨をお申し出ください。
- (2) 本人の障害のため、傍聴にあたって配慮が必要な場合には、傍聴を申し込む際に、その旨をお申し出ください。なお、提供可能な配慮及び申出の期日についてはその都度示します。
- (3) 傍聴希望は先着順に受け付け、定員になり次第、終了します。
- (4) 会議当日は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (5) 空席がある場合に限り当日でも傍聴希望の申し出を受け付けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事務局の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「会議を傍聴する場合に守っていただく事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

(平成 29 年 1 月 19 日制定)